

令和4年度 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会 議事次第

令和5年3月14日（火）
13：00～13：45
（オンライン開催）

1. 開会
2. 小倉孤独・孤立対策担当大臣挨拶（ビデオメッセージ）
3. 議長選出
4. 議題
 - （1）令和4年度事業報告
 - （2）令和5年度事業計画（案）
5. その他
 - （1）「孤独・孤立対策強化月間」の決定について
 - （2）「孤独・孤立対策推進法案」について
 - （3）孤独・孤立対策モデル調査について
6. 閉会

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

令和4年度事業報告

1. 幹事会

幹事によって構成する幹事会を全10回開催。孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営に必要な事項の議論・決議の他、孤独・孤立対策に係る情報共有を実施。

2. 各種事業

(1)複合的・広域的な連携強化活動

○分科会開催

- ・ 孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに分科会を3つ設けた。各分科会のテーマは以下の通り。
 - 一分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
 - ・担当幹事会を8回開催、分科会を3回開催、「検討成果」を令和4年10月7日公表
 - 一分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」
 - ・担当幹事会を7回開催、分科会を2回開催、「中間整理」を令和4年11月9日公表
 - 一分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」
 - ・担当幹事会を7回開催、分科会を2回開催、「中間整理」を近日公表予定
- ・ 分科会の成果は、孤独・孤立対策の重点計画(令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定)に反映。

(2)孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

○シンポジウム開催

- ・ 孤独・孤立の実態把握調査の結果や、分科会の検討成果などに関するシンポジウムを全4回開催。
- ・ 各シンポジウムタイトルと開催日時・参加者数およびオンライン視聴回数(令和5年3月10日16:00現在)は以下の通り。
 - 一第1回「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果に見る課題の背景と取組」: 令和4年6月21日(火)14:00-16:30・502名、視聴回数2283回
 - 一第2回「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」: 令和4年10月26日(水)13:30-16:00・241名、視聴回数1591回
 - 一第3回「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」: 令和4年12月20日(火)13:00-15:30・190名、視聴回数846回
 - 一第4回「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」: 令和5年3月16日(木)開催予定

(3)情報共有、相互啓発活動

○会員向け情報共有・情報発信

- ・ 会員に対し、内閣官房孤独・孤立対策担当室の活動紹介や孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム参加府省庁・会員団体からの情報を、月1-2回程度メールマガジン形式で情報提供。

○事務局訪問記

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問し、日々の活動や考えなどを伺い、その内容を孤独・孤立対策担当室のTwitterにて紹介。6か所への訪問を実施。

○孤独・孤立に関する調査

- ・ 全国の、孤独・孤立対策に資するNPO法人・社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人・株式会社・任意団体等に対して、NPO法人等の活動内容、孤独・孤立に関する活動内容、活動の広がり、組織課題に関するアンケート調査を実施。回答数1,020件。
- ・ アンケート調査に関連付け、好事例の発掘及び成功要因の分析のため、5団体へ現地訪問しヒアリング調査を実施。

○会員募集

- ・ 会員募集チラシのHP掲載などを通じて通年で会員を募集。令和4年2月25日設立当初、会員数は183団体(会員89件、協力会員87件、賛助会員7件)。令和5年3月10日現在、会員数は415団体(会員263件、協力会員124件、賛助会員28件)。

(4)その他

○内閣官房が実施する地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業の取り組み自治体に対して、勉強会として以下の紹介を実施。

- ・ 「分科会2」担当幹事による中間整理の説明。
- ・ 「孤独・孤立に資するNPO法人等への調査」担当幹事による、NPO法人等の孤独・孤立関連の調査結果の説明。

3. 総会

令和4年度事業報告や、令和5年度事業計画(案)、その他の事項について確認、決定する。関連イベントとして、「地域における官民連携のあり方」を開催。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 令和5年度事業計画(案)

目的

孤独・孤立対策に取り組む多様なNPO等支援組織間の連携及び官民連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組の推進につなげることを目的に取組を実施。

1. 幹事会

幹事によって構成する幹事会を隔月を目安に開催。孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営に必要な事項の議論・決議の他、孤独・孤立対策に係る情報共有を実施。

2. 各種事業

(1)複合的・広域的な連携強化活動

①分科会開催

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの会員間で共通する課題に対する解決策等の検討に関する活動を行うことを目的に取り組む。また必要に応じて重点計画やいわゆる「骨太の方針」に反映していくことも視野に入れて議論を進める。
- ・ 孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに分科会を設ける。各分科会のテーマは以下の通り(令和4年度に「中間整理」とした分科会2、3は、テーマを継続。年度途中において、新たな課題等を踏まえ分科会テーマを設定することも想定。)。
 - 一分科会2「分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」
 - 一分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」(孤独・孤立相談ダイヤル等の試行・検証を含む)

②現場課題ワークショップ

- ・ 孤独・孤立対策に関する実務者が、日々の実践から感じる現状や課題に対する対応策を議論。

③官民連携強化相談事業

- ・ 孤独・孤立対策の専門家が、孤独・孤立対策に取り組む自治体や支援機関の官民の連携基盤の形成に当たり、相談に応じ助言する。

(2)孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

①シンポジウム開催

- ・ 全国での孤独・孤立施策の事業活動に焦点を当て、地域における現状の認識や気

運の醸成を図り、得られた当該情報等の横展開に取り組む。

- ・ 孤独・孤立の実態把握調査の結果や、分科会の検討成果などに関するシンポジウムを3回程度開催する。

②孤独・孤立対策強化月間(〇月)

- ・ 会員をはじめとする多くの団体ほか、全国での孤独・孤立施策の活動についてキャンペーン等のイベントを企画し月間において集中的に実施(令和6年からとし、令和5年中は、月間と異なる時期をみてプレ開催(予定))。

③孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進

- ・ 地方における孤独・孤立の予防等に効果が表れている取組事例を集め、会員をはじめ自治体や関係機関等へ秀逸なものを含め紹介。

(3)情報共有、相互啓発活動

①会員向け情報共有・情報発信

- ・ 会員に対し、内閣官房孤独・孤立対策担当室の活動紹介や孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム参加府省庁・会員団体からの情報を、月1-2回程度メールマガジン形式で情報提供。

②事務局訪問記

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問し、日々の活動や考えなどを伺い、その内容を孤独・孤立対策担当室のTwitterにて紹介。

③孤独・孤立に関するNPO法人等への調査

- ・ NPO等支援組織間及び官民の連携に向けた基礎資料を得ることを目的に、孤独・孤立対策に資するNPO法人等の活動状況・先進事例・課題の把握などを実施。
- ・ 孤独・孤立対策に資する活動に着目し、全国の圏域に所在するNPO法人・社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人・株式会社・任意団体等に対して、その効果や要因等に関するアンケート調査を実施。

④勉強会

- ・ 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果などの概要説明を実施し、孤独・孤立に係る基礎的な知識を深める。

3. 総会

令和5年度事業報告や、令和6年度事業計画(案)、その他の事項について確認、決定する「令和5年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会」及び、関連イベントを開催。

「孤独・孤立対策強化月間」の選考投票の結果について

令和5年3月14日

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事務局

(内閣官房孤独・孤立対策担当室)

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、「孤独・孤立対策強化月間」の選考投票を以下のとおり実施しました。

1. 孤独・孤立対策強化月間の選考月 (○…候補理由・メリット、×…デメリット)

「2月」○…日本における孤独・孤立対策に由来のある月(2/12孤独・孤立対策担当大臣任命、2/19孤独・孤立対策担当室設置、2/25プラットフォーム設立)。

自殺者数が多い3月、4月への予防期の位置づけにもなる。

×…寒さや雪等によりイベント開催に適さない地域もある。

「5月」○…GW明け(五月病)で、自殺者数が多い月、社会とのつながりがなくなりやすい時期。

語呂によるキャッチフレーズを作りやすい(「孤独・孤立(こどく(5/19)・こりつ)を考える日」等)。

×…GWを除くとイベント候補日程が限られる。

「6月」○…今後の国際連携を見据える(英国の孤独認知週間:2022年は6/13~6/17に実施)。

×…我が国の観点からの根拠がうすい。

「12月」○…年末年始やクリスマスなどに孤独を感じやすい時期、生活困窮に陥りやすい時期。

×…年末年始を除くとイベント候補日程が限られる。「歳末たすけあい運動」等があるため注目がうすれる懸念あり。

2. 投票方法及び選考投票期間

(1) 投票方法

- ・インターネットによるGoogleフォームへの入力により投票(一部メール投票)。

(2) 選考投票期間

①初回投票 令和5年2月20日(月)から2月28日(火)まで

- ・会員1団体1票。2月/5月/6月/12月の4案から一つ投票。

②決選投票 令和5年3月3日(月)から3月9日(木)まで

- ・会員1団体1票。2月/5月の2案から一つ投票。

3. 投票結果の内訳

(1) 初回投票数

133票（会員数399団体・投票率33.3%）

内 訳 「2月」・42票／「5月」・58票／「6月」・5票／「12月」・28票

(2) 決選投票数（総会において公表）

***票（会員数415団体・投票率**．*%）

内 訳 「2月」・**票／「5月」・**票

4. 月間決定後の運用等について

月間の運用にあたり、以下のとおりとする。

- ・令和5年度事業計画に掲げ、本格実施は準備期間を含め令和6年からとし、令和5年中は、月間と異なる時期をみてプレ開催（予定）。
- ・今回の月間設定は当面の実施月とし、今後の状況に応じ実施月を見直すことも考慮。

背景

- 社会環境の変化により人と人との「つながり」が希薄化し、コロナ禍により**孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化**
※ 我が国は、社会関係資本に関連する指標（社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）等）がG7の中で下位に位置する（国連「世界幸福度報告」）
- 今後、**単身世帯や単身高齢世帯の増加**が見込まれる中、**孤独・孤立の問題の深刻化**が懸念
→ コロナ禍が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

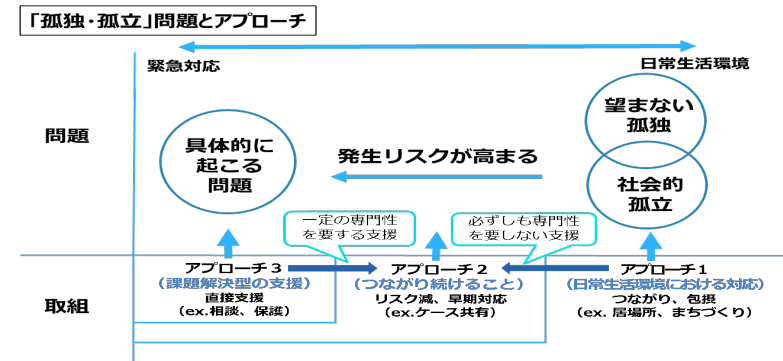
孤独・孤立対策

<基本理念>

- (1) **人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に、社会全体で対応**（孤独・孤立対策はすべての国民が対象）
- (2) **当事者や家族等の立場に立って、施策を推進**
- (3) 当事者や家族等が信頼できる人と**対等につながり、人と人との「つながり」を実感**できる施策を推進（ウェルビーイングの向上、社会関係資本の充実も）
社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築ける社会環境づくり
→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

<基本方針> → **具体的施策は重点計画に記載**

- (1) **孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする**
 - ① 孤独・孤立の実態把握、「予防」の観点からの施策を推進
 - ② 支援情報の発信（ウェブサイト等） ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) **状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる**
 - ① 相談支援体制の整備（「孤独・孤立相談ダイヤル」試行等） ② 人材育成等の支援
- (3) **見守り・交流の場や居場所を確保、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**
 - ① 居場所の確保（日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築ける多様な「居場所」づくり等）
 - ② アウトリーチ型支援 ③ 「社会的処方」の活用 ④ 地域における包括的支援体制
- (4) **孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化**
 - ① NPO等の活動への支援（各年度継続的に支援） ② NPO等との対話の推進
 - ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成（国・地方の官民連携プラットフォーム）
 - ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備



「孤独・孤立対策の重点計画」で、政府が今後重点的に取り組む具体的施策をとりまとめ。
毎年度を基本としつつ必要に応じて、重点計画全般の見直しを検討。

⇒ **孤独・孤立対策を本格実施の段階へ進めていくため、国・地方公共団体における安定的・継続的な推進体制等に係る法整備を行う**

孤独・孤立対策推進法案の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和6年4月1日

孤独・孤立対策推進法

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 孤独・孤立対策に関する施策（第八条―第十九条）

第三章 孤独・孤立対策推進本部（第二十条―第二十七条）

第四章 罰則（第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態（以下「孤独・孤立の状態」という。）にある者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤

独・孤立の状態から脱却することに資する取組（以下「孤独・孤立対策」という。）について、その基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 孤独・孤立対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること。

二 孤独・孤立の状態となる要因及び孤独・孤立の状態が多様であることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（以下「当事者等」という。）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにすることを旨とすること。

三 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われるようにすることを旨とすること。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（次条及び第六条において「基本理念」という。）にのっとり、孤独・孤立対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の努力）

第五条 国民は、孤独・孤立の状態にある者に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が実施する孤独・孤立対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係者の連携及び協力）

第六条 国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第七条 政府は、孤独・孤立対策に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 孤独・孤立対策に関する施策

（孤独・孤立対策の重点計画）

第八条 孤独・孤立対策推進本部は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（以下この条及び第二十一条第一項第一号において「孤独・孤立対策重点計画」という。）を作成しなければならない。

2 孤独・孤立対策重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針

二 孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 孤独・孤立対策重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 孤独・孤立対策推進本部は、第一項の規定により孤独・孤立対策重点計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5 孤独・孤立対策推進本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果を遅滞なく公表しなければならない。

（国民の理解の増進等）

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

（相談支援）

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（協議の促進等）

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（人材の確保等）

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援）

第十三条 国は、孤独・孤立対策に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び当事者等への支援

を行う者が行う孤独・孤立対策に係る活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十四条 国は、孤独・孤立の状態にある者の実態に関する調査研究その他の孤独・孤立対策に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（孤独・孤立対策地域協議会）

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に係る関係する機関及び団体、支援に係る職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならぬ。

(協議会の事務等)

第十六条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（次項及び次条において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(協議会の孤独・孤立対策調整機関)

第十七条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り孤独・孤立対策調整機関（次項及び次条において「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定

めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（秘密保持義務）

第十八条 協議会の事務（調整機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第十九条 第十五条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 孤独・孤立対策推進本部

（設置）

第二十条 内閣府に、特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 孤独・孤立対策重点計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議すること。

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体、協議会又は関係機関等の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十二条 本部は、孤独・孤立対策推進本部長、孤独・孤立対策推進副本部長及び孤独・孤立対策推進本部員をもって組織する。

(孤独・孤立対策推進本部長)

第二十三条 本部の長は、孤独・孤立対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(孤独・孤立対策推進副本部長)

第二十四条 本部に、孤独・孤立対策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）

を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（孤独・孤立対策推進本部員）

第二十五条 本部に、孤独・孤立対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 総務大臣

二 法務大臣

三 文部科学大臣

四 厚生労働大臣

五 農林水産大臣

六 国土交通大臣

七 環境大臣

八 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十七条 第二十条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第二十八条 第十八条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第二十八条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

三十四 孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第 号）第一条に規定するものを

いう。第三項第二十七号の五において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の三の次に次の二号を加える。

二十七の四 孤独・孤立対策重点計画（孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。）

の作成及び推進に関すること。

二十七の五 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しな

いものの企画及び立案並びに実施に関すること。

第四十条第三項の表民間資金等活用事業推進会議の項の次に次のように加える。

孤独・孤立対策推進本部

孤独・孤立対策推進法

理 由

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項、孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（資料5） 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査の概要（案）

調査フロー

国（内閣官房）

委託 ↑ 調査報告

民間団体（受注者）

- ・モデル事業の公募・採択
- ・取組の進捗管理・支援
- ・成果や課題の整理
- ・取組モデルの提示

①公募 ↑ ②提案 ↓ ③支援 ↑ ④活動報告

地域で孤独・孤立対策に取り組むNPO等

日常生活環境での早期対応や予防に資する先駆的取組の実施

全国展開

1 目的

・NPO等が主体となった日常生活における孤独・孤立の予防や早期対策に資する取組への支援を行うとともに、その取組成果等を踏まえた取組モデルとして構築し、全国展開を図る。

2 予算額

・1.15億円（民間団体への委託調査）

3 受注者の役割

・受注者は、モデル事業の公募・採択、取組の進捗管理や支援を実施し、それぞれの取組成果や課題等を整理するとともに、得られたノウハウ等を抽出した取組モデルを提示する。

4 モデル事業の実施

（1）対象者

・NPO、公益法人、社会福祉法人等の非営利団体（任意団体も含む）

（2）支援対象となる取組

・孤独・孤立の問題に対する日常生活環境における早期対応や予防に資する先駆的な取組

【モデル事業のテーマ（案）と取組イメージ】

テーマ	取組イメージ
① 誰もが気軽に参加できる地域のゆるやかなつながりの場づくり	・スポーツや文化・芸術を通じたこども・若者、高齢者など多世代間の交流 ・シニア世代による子どもへの伝統行事等の伝承を通じた交流
② 自然に足が向く地域の居場所の提供	・大工仕事などを通じた中年・シニア世代の交流の場（日本版メンズ・シェッド） ・コミュニティカフェ、ものづくり、講習会などを複合的に実施する居場所 ・図書館や美術館、公園などの機能を活かした居場所
③ 多様な主体の水平的連携を通じた地域課題の解決	・新聞・郵便配達、宅配、コンビニ、理美容など地域インフラとの協働による地域の包括的見守り体制の構築 ・食品や生活用品などの支援物資に関する地域内のマッチングの仕組みの構築
④ 地域活動を通じた社会貢献	・シニア世代の知見やノウハウを活かしたまちづくりや中小企業支援 ・環境保全や農作業、防災ボランティアなど参加を通じた地域貢献

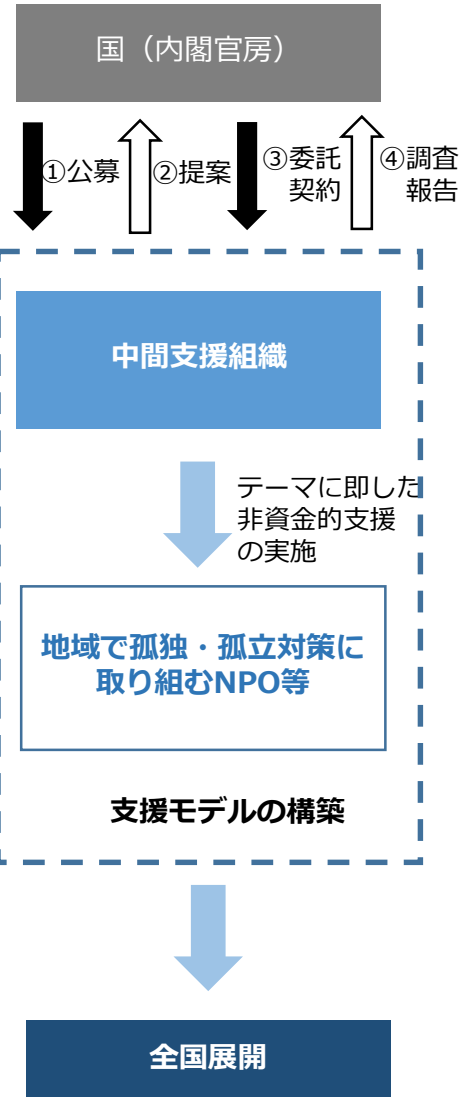
（3）採択団体の取組に係る経費負担

- ① （市区町村区域想定）：上限200万円
- ② （小学校区や自治会等の区域想定）：上限50万円

（4）対象経費

・人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等

調査フロー



1 目的

・NPO等活動を熟知した中間支援組織による孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤整備のための支援モデルを構築し、全国展開を図る。

2 予算額

・1.2億円（委託調査：中間支援組織との委託契約）

3 公募対象者

・中間支援組織（孤独・孤立対策に取り組むNPO等を対象に、運営支援や人材育成、ネットワーク構築等の活動を行う非営利団体） ※コンソーシアムによる実施可。

4 モデル調査の実施

（1）概要

・中間支援組織は、以下のテーマに沿った、地域で孤独・孤立対策を行う中小規模のNPO等への非資金的支援を実施し、取組成果や支援ノウハウ、課題等を取りまとめ、内閣官房に報告する。

【公募テーマ案と取組例】

テーマ案	取組例	採択件数
① 孤独・孤立対策の取り組むNPO等の活動基盤の強化	・孤独・孤立対策の課題抽出と地域資源の発掘・ネットワーク化・見える化 ・孤独・孤立対策に取り組む中小規模団体への伴走支援を通じた運営基盤等の強化	5～7件
② DXを活用した効率的な支援体制の構築	・企業や市民からの支援物資・サービスと支援団体との地域マッチングシステムの開発と社会実装	各テーマ1～2件
③ 既存施策では対象とならない領域での孤独・孤立対策の促進	・中高年を対象とした地域貢献を通じた居場所づくり	
④ 福祉を起点とする孤独・孤立対策の充実	・既存の福祉施設の機能強化を通じた多世代・包括的な居場所づくり ・孤独・孤立サポーター制度の開発と社会実装	
⑤ 地域づくりを起点とする孤独・孤立対策の充実	・空き家・空き店舗、公共施設を活用した地域交流拠点の整備	

（2）活動範囲

・一つの都道府県域を超えて活動する事業

（3）委託上限額

・1団体当たり1,000万円

（4）対象経費

・人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等